

声 明

生活保護引下げ違憲訴訟（いのちのとりで裁判）岡山地裁判決について

2024（令和6）年10月28日
生活保護基準引下げ違憲訴訟岡山原告団
生活保護基準引下げ違憲訴訟岡山弁護団

本日、生活保護利用者39名が、国及び各自治体を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする各保護変更決定処分（生活保護基準引下げ）の取消等を求めた裁判について、岡山地方裁判所第2民事部（上田賀代裁判長）は、原告らの国家賠償請求は棄却したものの、各処分を違法であるとして取り消すという、画期的な判決を言い渡した。現在全国29都道府県で1000人近くの原告が闘っているなかで、18番目の地方裁判所における勝訴判決である。

本判決は、今回の引下げの名目とされた①「ゆがみ調整」、②「デフレ調整」のうち、①ゆがみ調整の改定率の算出にあたり、減額改定となる部分のみならず、増額改定となる部分についても一律に2分の1調整をした点において、被保護者の生活への影響等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用が認められると判断し、②デフレ調整を行う判断の過程において、ゆがみ調整に加えてデフレ調整を行った場合の生活扶助基準が一般低所得者世帯における消費水準と均衡したものであるかどうかについて適切な検討及び検証が行われていない点で、判断過程に過誤ないし欠落があり、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められると判断した。

もともと、国家賠償請求に関しては本件各処分が判決により取り消されることによって回復できない精神的苦痛を被ったものと認めるには足りないとして棄却された。

かつて岡山の地で療養していた朝日茂さんの保護費をめぐる朝日訴訟の第一審判決以来60年ぶりの、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（憲法25条）を具体的に保障する歴史的な勝訴判決である。

生活保護制度は、国民にとって、最後のセーフティネットであり、他の多数の制度や施策と法律上も事実上も連動し、ナショナルミニマム（国民的最低限）として市民生活全般に重大な影響を及ぼしている。特に、新型コロナウイルス感染拡大の影響が尾を引き、31年ぶりという記録的な物価高の今、改めて、セーフティネットたる生活保護の重要性が見直されている。

本判決は、このような状況下において、司法のもつ少数者の人権の擁護という使命を果たした点で大いに評価できる。

私たちは、国に対し、本判決の意義を重く受け止め、控訴せず本判決を確定させることを求める。加えて、違法に保護費を下げられた生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、その健康で文化的な生活を保障するため、2013年引下げ前の生活保護基準に直ちに直すことを求める。